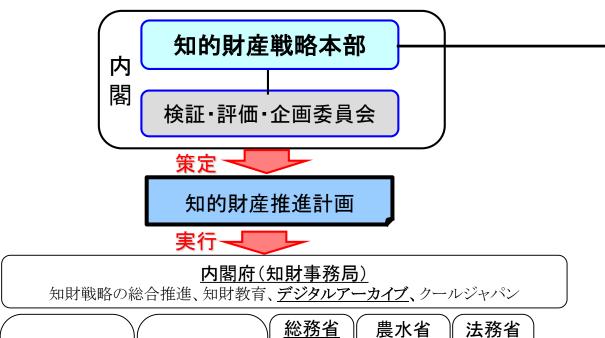
# デジタルアーカイブジャパン構築に向けた 国の取り組みについて

平成31年2月27日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

### 知的財産戦略の推進体制

- ✔ 知的財産戦略本部は、「知的財産基本法」に基づいて2003年に設置。政府全体の知的財産推進計画の作成・推進、知 的財産に関する重要施策の企画・推進・総合調整を推進。
- 「知的財産基本法」に基づき、毎年「知的財産推進計画」を策定。「コンテンツ振興法」に基づき、コンテンツ振興施策 について、毎年知的財産推進計画においてとりまとめ。
- ✓ 発足当初からアーカイブに関する施策を記載。2013年に「アーカイブに関するタスクフォース」設置。2015年に関係省庁連絡 会及び実務者協議会を設置。2017年4月に「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」について報告書をと りまとめ「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」を策定。
- ✓ 2017年9月にデジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会を設置。



#### 【主な任務】

- ・知財戦略の企画・立案及び実施
- ・政府各省の施策の連携促進・調整

#### 【構成要員】

本部長: 内閣総理大臣

副本部長:内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(知的財産戦略)

文部科学大臣、経済産業大臣

本部員: 全大臣

有識者(10人) 敬称略、50音順

川上 量生 カドカワ株式会社 代表取締役社長

五神 真 国立大学法人東京大学 総長

小林 喜光 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長

迫本 淳一 松竹株式会社 代表取締役社長 林 いづみ 弁護士、桜坂法律事務所パートナー

竹宮 惠子 漫画家、京都精華大学学長 東レ株式会社 代表取締役社長 日覺 昭廣

原山 優子 総合科学技術・イノベーション会議 議員 山田 理恵 東北電子産業株式会社 代表取締役社長 渡邉 敬介

放送番組

産学連携 メディア芸術 条約

著作権

|経産省(特許庁)||文科省(文化庁)|

産業財産権

不正競争防止法

クリエイティブ産業

#### 農水省

育成者権 地理的表示

財務省

模倣品•海賊版

水際措置

#### 警察

訴訟制度

模倣品•海賊版 国内対策

弁理士、豊栄特許事務所顧問、日本弁理士会会長

## 2018年度におけるデジタルアーカイブに関する会議等の概要

#### 知的財産推進計画2018における記述

■ ジャパンサーチの普及・利用促進を効果的なものとするため年度内を目途に試験版を公開すると共に、公開に合わせた機運醸成を図るため、国立国会図書館や関係省 庁が協力し、広報・説明イベントであるフォーラムを実施する。ジャパンサーチにおける共通メタデータフォーマットを踏まえた、各分野におけるメタデータの在り方について 検討を行うとともに、メタデータやデジタルコンテンツの二次利用条件の表示を促進する施策を検討し、オープン化を進める

#### デジタルアーカイブジャパン推進委員会

(取扱事項)

- ・工程表の作成・決定
- デジタルアーカイブジャパンを実現するための課題 の共有・検討
- 実務者検討委員会で検討すべき事項の決定

#### 構成員

議長:内閣府副大臣(知的財産戦略担当) 的財産戦略推進事務局長 副議長:文化庁次長 幹事役:国立国 会図書館総務部長 構成員:内閣官房情報通信技術(IT)総合戦 略室室長代理、内閣官房明治150年関連施策推進室長、総務省情 報流通行政局長、経済産業省商務情報政策局長、観光庁次長、 (独)国立公文書館理事、(独)国立科学博物館理事、(独)国立美術 館理事、(独)国立文化財機構理事、大学共同利用機関法人人間文 オブザーバー: (公財) 放送番組センター専 化研究機構理事 務理事、(社)日本放送協会知財センター長

#### 検討要請





#### (取扱事項)

・メタデータやデジタルコンテンツの二次利用条件の 表示を促進する施策

実務者検討委員会

- ・ジャパンサーチの構築・連携方法
- 分野ごとのメタデータの在り方の検討
- 利活用促進に係る課題、活用促進策
- ・分野・地域ごとのデジタルアーカイブ推進に係る課 題への対応策(各機関からの現状と課題の報告)

開催:年3回程度

#### 構成員

座長:国立情報学研究所 高野明彦教授

構成員:有識者4名、コンテンツ保有(つなぎ役)機関等12名

オブザーバー:関係省庁等10名

#### 産学官フォーラム

(開催目的)

利活用の促進に向けた連携を図るため、産学官の関係者での情報共有、意見交換

開催:年1~2回

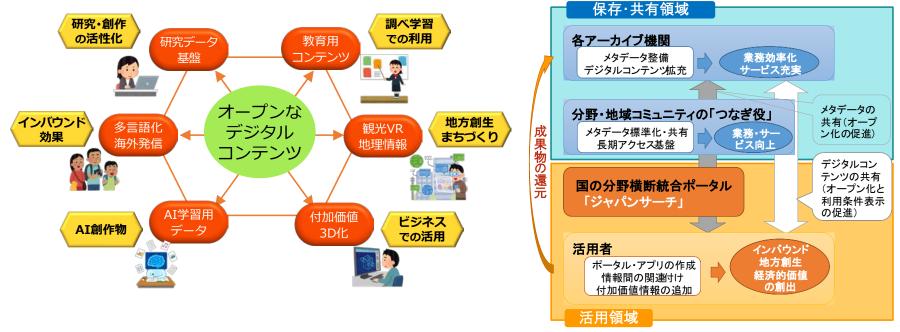
**参加者** 産学官のデジタルアーカイブ関係者やデジタルアーカイブに関心のある方々

開催:年1回

### デジタルアーカイブの連携に関する検討について

#### 現状と課題

- 分野・地域を超えて日本の知識を集約するデジタルアーカイブ(デジタルアーカイブジャパン)を構築することにより、教育・防災・ビジネスへの利活用が期待でき、インバウンドの促進や海外における日本研究への活用にもつながり得る。
- EU、米国、韓国、NZ等諸外国においても政府主導でのデジタルアーカイブの整備が進展している。
- 我が国においても、コンテンツのメタデータ(目録、所在情報等)を共有できる「分野横断統合ポータル」を構築するとともに、オープンなデジタルコンテンツを増やし、デジタルアーカイブの利活用を促進し、様々な用途でデジタルアーカイブが利活用される社会、すなわちデジタルアーカイブ社会を実現する必要がある。



デジタルアーカイブ社会のイメージ(例)

デジタルアーカイブの共有と利活用に向けて

## デジタルアーカイブジャパンの実現に向けた工程表(全体)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度 以降
構想∙体制							N.
	関係省庁等連絡会議·実務者協議会		デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会				
				⊉携			
				産学官フォーラム(利用者へのPR)			
分野横断 メタデータ フォーマット							ν'
			推進委員会				
			(検討・決定)	フォーラムなどにおいて周知		不断の見直しと継続的な周知	
			•				
アーカイブ 機関への 支援策			推進委員会においてニーズの洗い出し・検討				
			1年2	安貞五IC850・C二	WEG THE THE		
			ニーズ調査	デジタルアーカイ	ブ化の予算支援		
	各アーカイブ機関内での恒常的なデジタルアーカイブ化						
	'						
ジャパン サーチ 開発			プロトタイプを	<b>計</b> 縣版			
			構築	=	バックを踏まえ開発		>
							5

### 実務者検討委員会における第一次中間取りまとめについて

#### 議論の背景

- 2020年までの立ち上げを予定している統合ポータル「ジャパンサーチ」の構築を進め、関係省庁・機関が2017年9月にデジタルアーカイブジャパン推進委員会が決定した工程表に沿った取組を着実に進めるとともに、産学官が協力して社会全体でのデジタルアーカイブの構築・オープン化に取り組む必要性。
- 様々なデータが日常的に利活用されやすい条件で提示され、新しいコンテンツ等を生み出せるような環境を作り出すことにより、デジタルアーカイブを日常的に活用する社会を実現する必要性。

⇒上記必要性を踏まえ、デジタルアーカイブ推進に係る実務的課題に対応するために設置された「実務者検討委員会」 (平成29年10月~ 座長:高野明彦国立情報学研究所教授)において、第一次中間取りまとめを作成した。

### デジタルアーカイブ社会の 実現に向けた主な検討事項

#### ▶ 共通メタデータフォーマットの策定

- ジャパンサーチに<u>データを提供する機関の作業負担をできる限り軽減</u>しつつ、さまざまな分野の<u>多様なデータの利活</u>用を促進することも可能にするため、ジャパンサーチの共通メタデータフォーマットを策定。
- 共通メタデータフォーマットには、ジャパンサーチとの<u>連携のためのフォーマット(連携フォーマット)</u>と、集約されたメタデータを<u>利活用するためのフォーマット(利活用フォーマット)の二つを用意。</u>

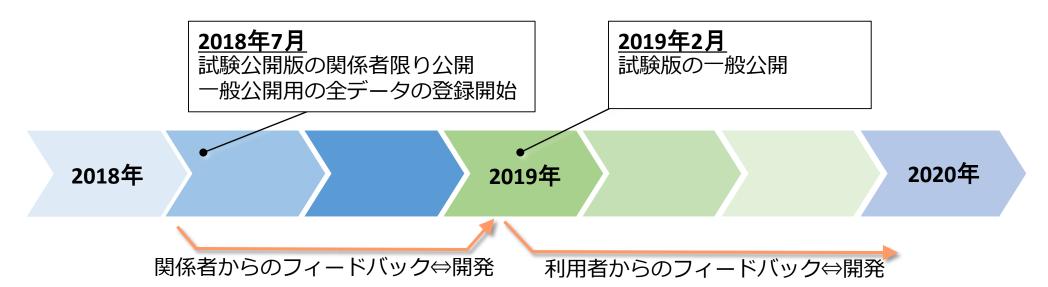
#### デジタルアーカイブアセスメントツールを整理

- <u>来館者数やアクセス数等の従来型の指標だけでは、デジタルアーカイブの取組が適正に評価されないとの指摘に対応し、「デジタルアーカイブアセスメントツール」を作成。</u>
- <u>各組織において求められるレベルが異なる</u>ことを踏まえ、<u>項目ごとに三段階のレベルを用意</u>し、自らのミッションや役割を認識したうえで、必要な項目を選べる。

#### 今後の主要検討課題

- 本委員会は2020年までの3か年の設置期限において議論 を進めていくこととされているため、引き続きデジタルアー カイブ社会の実現に向け、議論を進めていくこととしている。
- 今後は、以下の課題を中心に議論していくこととされた。
  - (1) 利活用モデルの模索やそのための制度的課題の整理
  - (2)新技術を活用したデジタルアーカイブの構築の在り方の検討
  - (3)長期利用保証の在り方の検討
  - (4)ジャパンサーチ上での共通メタデータフォーマット を踏まえた、各分野におけるメタデータの在り方の検討
  - (5)各分野・地域におけるつなぎ役の役割や分担の明確化、 つなぎ役に対する国の支援策の検討
  - (6)メタデータ等のオープン化の実施、コンテンツの二次利 用条件表示の促進策の検討(望ましい権利表記の共有 等)

### ジャパンサーチの開発について



- **◆ 試験版一般公開(2019年2月)後も、利用者からフィードバックを受けて、試験公開版を更に改善へ**
- ◆ 2020年目途に正式版の公開を目指す。
- ◆ 今後の連携拡大に向けて
  - 分野・地域の「つなぎ役」を通じた連携を原則とする
  - ただし、「つなぎ役」が明確でない分野・地域では、以下の条件に当てはまるアーカイブ機関との直接連携を検討
    - ✓ 国の機関であり、当該分野におけるコンテンツを幅広く カバーしているアーカイブ機関
    - ✓ 公益に資する目的のため、当該分野におけるコンテンツ を幅広くカバーしているアーカイブ機関
    - ✓ 唯一性・独自性の高いコンテンツ群を塊として扱う分野・地域を代表するアーカイブ機関
    - ✓ その他(実務者検討委員会において適当と認められる アーカイブ機関)

### デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン

### 〇対象

「アーカイブ機関」(=コンテンツを保有する機関)+「つなぎ役」 + 「活用者」

広い概念での記録機関全般。コンテンツ を保有している機関すべて。

文化的施設(博物館·美術館、図書館、文書館)のほか、大学·研究機関、企業、官公庁、地方公共団体等を含む。

分野・地域コミュニティにおいて、メタデータの集約・提供、標準化等デジタル情報 資源の共有化を促す役割を担う。 デジタルアーカイブ上の様々なデータを活用する者。アーカイブ機関に加え、一般ユーザ、IT技術者、クリエイターなど。

### 〇目的

各機関がガイドラインに沿った取組を行うことによって、**我が国のデジタル情報資源を豊かにし、活用者はもちろん、アーカイブ機関自らもその恩恵を最大限に享受できるようにする**こと

(ガイドラインの内容)

- ロ「アーカイブ機関」が取り組むべきデジタル情報資源の整備・運用方法
- □「つなぎ役」がデジタル情報資源の共有化を促すに当たって取り組むべき事項」
- □「活用者」がデジタルアーカイブの利活用に当たって取り組むべき事項

上二つをオープンに(自由な二次利用が可能な条件で)流通させることで、コンテンツの活用が促進される

#### 〇用語の整理

「デジタルアーカイブ」とは、

様々な**デジタル情報資源**を収集・保存・提供する仕組 みの総体。

デジタル情報資源には、「デジタルコンテンツ」のほか、アナログ媒体の資料・作品等も「コンテンツ」に含まれるものとした上で、コンテンツの内容や所在等の情報を記述した「メタデータ」や、コンテンツの縮小版又は部分表示である「サムネイル/プレビュー」も含まれる。

メタデータ(目録情報等)

サムネイル/プレビュー

コンテンツ

デジタルアーカイブ連携における流通単位

コンテンツの内容や所在等の情報を記述するデータ。目録・書誌データ、文化財基礎データ等のテキストやID/CCOでのデータ提供を推奨

コンテンツの縮小画像(サムネイル)、本文テキストの一部表示や数秒程度の音声・動画(プレビュー)等/CCO、CC BYでのデータ提供を推奨

|デジタルコンテンツのほか、アナログ媒体の資料・ │作品等も含む。

### デジタルアーカイブの整備に当たって

### アーカイブ機関が行うこと (デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン2章)

### メタデータの整備

- 「タイトル(ラベル)」「作者(人物)」「日付(時代)」「場所」「管理番号(識別子)」の5項目を必須情報として記述。
- コンテンツの権利情報や二次利用条件も併せて整備。
- 国際的な共有のため、多言語化(英語・ローマ字表記)に取り組む。

### アーカイブ機関とつなぎ役が行うこと (デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン3章)

### 望ましい利用条件(オープン化の推進)

- 最大限活用されるよう、可能な限りオープン化(自由な二次利用を可能に)する。特にメタデータは、国際的な流通・活用の観点から、CCOの採用が望ましい。保護期間が満了している著作物は、PDMなどにより自由利用できることを明示。
- 公的機関のもの又は公的助成により生成されたデータの利用条件は、以下のとおりとすることが求められる。

データ種別	自らが著作権を保有するものの二次利用条件
メタデータ	CC0
サムネイル/プレビュー	CC0、CC BY、(PDM)
デジタルコンテンツ	CC0, CC BY, (PDM)

CCOとは・・・全ての著作権法上の権利を放棄して、 パブリック・ドメインに提供すること

CC BYとは…原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、改変や営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス

### デジタルアーカイブジャパン構築への段階別整理

### フェーズ1

2019年度末

フェーズ2

2020年度以降

フェーズ3

NDLサーチと主要デジタルアー カイブとの連携展開・ 産学官フォーラムの立ち上げ

ジャパンサーチ構築・国のコン テンツの利活用基盤の整備

ジャパンサーチへのメタデータ集約

公私立のアーカイブ機関のコン テンツデジタル化・メタデータ整 備及び共有化を推進

公私立のアーカイブ機関との連携を進める上で の課題の洗い出しと対応策の検討

・国・独法において、ガイドラインに沿って書籍、 文化財等文化的資産、メディア芸術、公文書に メタデータ 関するメタデータを整備・公開。併せてデジタル コンテンツの利用条件も表示

- ・つなぎ役による分野・地域ごとのメタデータ集 約の在り方を検討
- ・各アーカイブ機関におけるガイドラインに沿った メタデータの整備・公開の推進
- ・国・独法においてコンテンツのデジタル化、デジ コンテンツ タルコンテンツの利用条件を表示
  - 各アーカイブ機関におけるコンテンツのデジタ ル化の推進

その他

- ・関係者を広く集めた産学官フォーラムの開催
- ・工程表の作成・共有と連携促進に向けた協議

国・独法においてメタデータの整備・ 公開 メディア 文化財 芸術 分野 分野 書籍等 分野 放送 地域の 番組 文化的 資源

・デジタルコンテンツの活用促進

国・独法が公開するメタデー 夕の統合利用可能に。デジタ ルコンテンツも年々充実

> 文化財 分野

メディア 芸術分 野

書籍等 ジャパンサーチ 分野

地域の 放送 番組

文化的 資源

様々なアーカイブ機関とつなぎ役との接続ルール を整備し、地域・分野ごとのメタデータ充実へ

> 文化財 メディア 芸術分野 分野 地域の 文化的 資源

書籍等 ジャパンサーチ 分野

地域の 文化的 資源

地域の 放送 番組 地域の 文化的 文化的 資源 分野 資源

※放送番組分野では、放送番組センター及びNHKが取り組みを進めている。